

収入一月分以下を随意に無利子にて貸與し一月半以内毎月二回宛均等償還の方法により返納せしむること、予等銳意職工の待遇に留意した。如斯空前の大紛擾を惹起したる本争議の結果は労資双方共甚多の教訓と反省とを共へられしことは想像に難くない。

争議に迫られたる本浜松諸工場に於ては自發的的改善を實行するあり。或は争議の波及を恐れて工場閉鎖の思を廻らせざる者すらあつた。

是等諸工場が今後対組合策として如何なる手段を講ずるかは價値多し研究問題である。

組合側の情勢如何、評議會は本各工議の結果全く地盤を喪失し浜松合衆労働組合は四分五裂の悲運に陥り、如何にして旧勢力の挽回を計るや、目下は無産者青年同盟の名の下に前線的活躍を計画中と聞くなり如何なる結果を將來するやは事未定の問題に属し今俟かた豫断を許されぬ。(以上)

備考 予審調査の内容

市長印齋整等、爆撃後下其の他にて起訴せられたる被告中七十六名は予審の結果静岡地方裁判所浜松支部の公判に付せられた(十月二十八日送達)

主 文

被告人中本項為記。分を除く他被告人七十六名に対する本件を静岡地方裁判所浜松支部公判に付す。被告人太田泰治、一瀬政太郎、本田亮助、に對しては本件騒擾の點につき各被告人を免訴す。

理 由

被告岡島千利は岡村慶次郎と夫に東器會社の木材通場に放火して争議の局面を展開しその解決を促進せんと共謀して本正十五年七月音浜松市橋山三平方において被告人塚田義彦に争議團員中の細胞員をしてこれを実行せしむることを相談し塚田は本月六月同日市八幡町争議團員十四班詰所で太田泰治に右放火を教さし自ら揮発油、脱脂綿、油紙を買ひ来りて放火材料とし太田は今日午後土時頃右放火材料を携へて同市元浜町東器會社木材通場(二百三十五平方)の東南隅に放火し三尺四方を焼失せしめたるものより、被告人平野徳重は岡村慶次郎より争議解決を促進するため、ダイナマイトが必要ありと旨を起望せられ洲崎鉦山坑文相島庄吉よりダイナマイト雷管各四個、導火線一丈餘をもちらむ及び七月土日午後土時頃天林寺附近に右ダイナマイト及導火線十丈を添へて岡村に其へたり、被告人岡島千利は岡村慶次郎と争議解決促進のため小竹重役印も、ダイナマイト破壊環を共謀し、月十五日午後十時頃専賣局附近に岡村慶次郎より西本二トダイナマイト雷管導火線を支付し小竹方を爆撃すべきことを命じ、西本は十六日午前三時頃高町小竹重役印前に至り爆撃